

(令和 8 年 4 月 1 日)

## 東京大学地震研究所 特任研究員（特定有期雇用教職員） 募集要項

東京大学地震研究所では、JST と JICA が実施する地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム（SATREPS）で実施される研究課題「災害に強い社会を発展させるためのトルコにおける研究と教育の複合体の確立ーマルテスト」のサブ課題「地震・地殻変動観測に基づく北アナトリア断層の活動評価」を推進する特任研究員を募集します。

1. 職名及び人数：特任研究員（特定有期雇用教職員） 1名
2. 契約期間：令和 8 年 7 月 1 日以降のなるべく早い時期から令和 9 年 3 月 31 日まで
3. 更新の有無：審査により更新の可能性あり。更新する場合は 1 年ごとに行う。  
更新の可否は、予算の状況、従事している業務の進捗状況、契約期間満了時の業務量、勤務成績、勤務態度、健康状況等を考慮のうえ判断する。ただし、更新回数は 1 回までとし、在職できる期間は、令和 10 年 3 月 31 日を限度とする。
4. 試用期間：採用された日から 14 日間
5. 就業場所：地震研究所（東京都文京区弥生 1-1-1）
6. 所属：所属部門・センターは採用内定後に決定
7. 研究分野：地震学もしくは測地学
8. 職務内容：本公募によって採用された方には、下記の 2 つの研究テーマのうちのどちらか一方、もしくは両方に参画いただき、北アナトリア断層の活動評価に資する研究を進めていただきます。  
1) 光ファイバセンシング技術を用いた超稠密な振動データと既存の海陸域の地震観測網の波形データを統合的に解析することで、マルマラ海東部における北アナトリア断層系の分布・地震活動・地震波速度構造を解明する研究。  
2) 地殻変動データを統合的に解析することで、北アナトリア断層の固着・すべり状況を解明する研究。
9. 就業時間：専門業務型裁量労働制により、1 日 7 時間 45 分勤務したものとみなされる。
10. 休日：土・日、祝日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）
11. 休暇：年次有給休暇、特別休暇 等
12. 賃金等：年俸制を適用し、業績・成果手当を含め月額 36 万円程度（資格、能力、経験等に応じて決定する）、通勤手当（原則、1 月あたり 55,000 円まで）
13. 加入保険：文部科学省共済組合、雇用保険に加入
14. 応募資格：(1) 着任時に博士の学位を有する者（学位取得見込み者を含む）または同等の能力を持つ者  
(2) 地震学もしくは測地学に関する業績があること
15. 提出書類：(ア) 東京大学統一履歴書（以下の URL からダウンロードし、作成すること。メールアドレスは必ず記載すること。）

<https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html>

(イ) 研究業績リスト

※論文については査読の有無を明記し、科研費等の外部資金の獲得実績や、日本学術振興会特別研究員の採用歴、あるいは受賞歴がある場合には、それらについても記載すること。

(ウ) 主要論文 3 編以内の PDF ファイル 各 1 部

(エ) これまでの研究概要 (A4 用紙 2 ページ程度)

(オ) 着任後の研究に対する抱負 (A4 用紙 2 ページ程度)

(カ) 応募者について参考意見を述べることのできる方 2 名の氏名と連絡先

(キ) 着任希望日 (書類審査開始から着任まで、通常 3~4 ヶ月程度要します)

16. 応募締切 : 令和 8 年 8 月 21 日 (金) 午後 5 時 必着

(適任者が見つかれば次第、公募を終了します。)

17. 選考方法 : 書類審査および面接による。書類審査合格者のみ、面接の詳細を連絡します。

18. 提出書類送付先 : 所定場所へのアップロード (メール添付による提出は不可)

事前に、件名を「SATREPS 研究員応募」としたメールを下記の庶務チーム (人事担当) まで送付し、担当から指示された書類送付先フォルダに、応募書類一式をアップロードして下さい。

東京大学地震研究所 庶務チーム (人事担当)

E-mail: jinji%eri.u-tokyo.ac.jp TEL: 03-5841-8789

(%を@に置き換えて下さい)

19. 問い合わせ先 : 東京大学地震研究所 地震発生予測研究センター 加藤 愛太郎

E-mail : akato%eri.u-tokyo.ac.jp TEL : 03-5841-8252

(%を@に置き換えて下さい)

20. 募集者名称 : 国立大学法人東京大学

21. 受動喫煙防止措置の状況 : 敷地内禁煙 (屋外に喫煙場所あり)

22. その他 : 取得した個人情報、本人事選考以外の目的には利用しません。

「東京大学男女共同参画加速のための宣言 (2009.3.3)」に基づき、女性の積極的な応募を歓迎します。

採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性があります。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要があります。

\*参考

SATREPS「災害に強い社会を発展させるためのトルコにおける研究と教育の複合体の確立—マルチテスト」

[https://www.jst.go.jp/global/kadai/r0409\\_turkey.html](https://www.jst.go.jp/global/kadai/r0409_turkey.html)